

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年6月11日付けで提起した、処分庁鴻巣市長による給与等差押え処分（平成29年3月8日付け鴻収第2751号。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁の棄却とする判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして本件処分の取消しを求めている。

- (1) 平成17年の固定資産税・都市計画税の1期及び2期が時効により消滅したことにより差押え処分を受ける理由がない。
- (2) 差押えの前に「差押財産の調査」が必要であり、この調査の段階で差押えの可能な財産がないと分かった時は、滞納処分の停止を検討しなかったのは違法である。
- (3) 財産とは対価価値を有する資産を指し、電話加入権の資産的価値を失った時点で時効の中断事由とはならないため差押え手続きに瑕疵がある。  
また、処分庁は、電話加入権の資産的価値がなくなる前に処分をし、滞納している税金等に充当すべきところ何も手段を講じなかったのは瑕疵である。
- (4) 時効の援用については不要であり、消滅分に対し支払いを行った場合自治体の不当利得になるため返還義務を負う。
- (5) 催告文書を送れば時効期間が6か月延びるので、時効が迫っても、その都度催告文書を送付すれば時効にならないとのことであるが、手続き上の瑕疵である。
- (6) 市の担当者が請求人に対し自己破産を勧め、強引に給与差押え及び支

払い困難な返済を求めた行為は手続き上の瑕疵である。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 平成17年度固定資産税・都市計画税の1期及び2期について  
平成17年度の1期及び2期は時効により消滅していることは認めるが、この1期及び2期についての差押え処分はしていないことから本件処分との関連性は認められない。
- (2) 滞納処分の停止を検討しなかったことについて  
平成28年5月26日付けで第三債務者に当たる株式会社〇〇〇〇に給与額等の調査書類を発送し、財産の確認をした上で、滞納処分をすることができる財産の確認ができたため滞納処分の停止をしなかったものであり、手続上の瑕疵はない。
- (3) 資産的価値を失った財産の差押えについて  
時効は、差押えの解除により再度進行するものであり、請求人の主張には理由がない。
- (4) 時効完成分の不当利得について  
本件処分に時効完成分は含まれていないことから請求人の主張には理由がない。
- (5) 催告による時効の中断について  
催告書発送後、平成22年9月6日に預金の差押えを執行することにより、時効の中断が行われていることから、手続上の瑕疵はない。
- (6) 強引な給与差押え及び支払い困難な返済を求めた行為について  
本件処分は、地方税法第331条第6項等において準用する国税徴収法第47条、第62条及び第76条の規定により行った差押え処分であり、手続上の瑕疵はない。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、棄却するのが相当である。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 平成17年度固定資産税・都市計画税の1期及び2期について

弁明書資料1 差押調書の差押金額明細書により、本件処分の対象としていないことが認められる。このため本件審査請求の理由とは認められない。

### (2) 滞納処分の停止を検討しなかったことについて

処分庁は、第三債務者に対し、請求人の給与等の調査について照会し、回答文書を収受している。

この調査を検証したところ、処分庁は、調査の結果から請求人には滞納処分をすることができる財産があると判断し、当該財産の差押え行ったものと認められた。したがって、滞納処分の停止を検討しないのは当然であり、請求人主張の手續上の瑕疵及び違法性もなく、本件審査請求の理由とは認められない。

### (3) 資産的価値を失った財産の差押えについて

差押え物件の資産的価値の有無と時効の中断及び進行には何ら関係がなく、請求人の主張には根拠がないため、本件審査請求の理由とは認められない。

また、請求人の電話加入権の資産的価値がなくなる前に手段を講じなかったのは瑕疵であるとの主張については、法的根拠がなく、本件審査請求の理由とは認められない。

### (4) 時効完成分の不当利得について

本件処分に時効完成分は含まれていないため、本件審査請求の理由とは認められない。

### (5) 催告による時効の中断について

処分庁は、催告書を発送後6か月以内に差押えを行っており、手續上の瑕疵はなく、本件審査請求の理由とは認められない。

### (6) 強引な給与差押え及び支払い困難な返済を求めた行為について

処分庁は、国税徴収法に基づき適法に本件処分を行っており、違法性

は見受けられない。また、処分庁の行った納税相談及び支払計画に関する交渉については、法的根拠を有するものではなく、本件処分に影響を与えるものではないため、本件審査請求の理由とは認められない。

#### 第4 審査会の審議経過

年 月 日	経 過
平成29年11月17日	諮問書の受理
平成29年12月6日	審議
平成29年12月13日	審議

#### 第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、処分庁の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断した。

##### 1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続については、審理員の審理手続を検証した結果、適正に行われたものと認められた。

##### 2 審査庁の判断の理由について

###### (1) 平成17年度固定資産税・都市計画税の1期及び2期分の差押え処分について

平成17年度本件の差押調書の差押金額明細書には、平成17年度固定資産税・都市計画税の1期及び2期の記載はない。よって本件審査請求の理由とは認められない。

###### (2) 滞納処分の停止を検討しなかったことについて

処分庁は、本件処分を行う前に差押財産調査をし、その結果から請求人には滞納処分をすることができる財産があると判断して、当該財産の差押えを行ったものであるとのことである。差押え財産があることが判明したことから滞納処分の停止を検討する必要はなく、本件処分に手続上の瑕疵及び違法性もない。

- (3) 差押え財産が資産的価値を失った時点での差押えの効果について  
差押え財産の資産的価値が差押え後に無くなったとしても、時効の中断及び進行には何ら関係がなく、差押え手続きに瑕疵はない。また、請求人の電話加入権の資産的価値がなくなる前に手段を講じなかったのは瑕疵であるとの主張については、法的根拠がないので、本件審査請求の理由とは認められない。
- (4) 時効完成分の不当利得について  
上記(1)のとおり、本件処分に時効完成分は含まれていないことは明らかであり、本件審査請求の理由とは認められない。
- (5) 催告による時効の中断について  
処分庁は、催告書発送後6か月以内に差押えを行っており、時効中断手続きに瑕疵はない。
- (6) 強引な給与差押え及び支払い困難な返済を求めたとの主張について  
処分庁は、国税徴収法に基づき適法に本件処分を行っており、手続上の瑕疵はない。また、処分庁の行った納税相談及び支払計画に関する交渉については、本件処分との関連性は認められない。
- (7) 上記のとおりであるので、審査庁の判断の理由は妥当である。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は第1記載のとおり答申する。

鴻巣市行政不服審査会  
会長 伊藤 一枝  
委員 巻 正行  
委員 酒 巻 弘 英